

報告第15号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	申立人	事件の概要
				調停条項要旨
1	まちづくり局	27. 3. 25	川崎区在住者	<p>昭和40年7月10日、土地区画整理事業による換地処分に伴う登記において、本市作成の換地明細書の誤表記により、申立人の父が所有していた土地の地積が現況よりも過大となる錯誤が生じた。当該土地を相続した申立人は、本来支払う必要のない面積分まで固定資産税及び都市計画税を支払ってきたとして、川崎簡易裁判所に、本市を相手方とし、921,264円の支払を求め、昭和40年以降の過誤納金の返還の請求に係る調停を申し立てた。</p> <p>本市は、申立人に対し、本事件の和解金として、394,459円の支払義務があることを認め、この金員を、平成27年4月23日限り、支払う。</p>

2 市長の専決処分の指定について第2項による専決処分

番号	発生日局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務局	27. 3. 6	円 198,460	平成27年2月13日、東京都稲城市矢野口3302番地駐車場で、本市職員が、本市普通トラックから降車しようとしてドアを開けた際、右側に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
2	総務局	27. 3. 21	円 72,607	平成27年2月27日、宮前区犬蔵2丁目1番先路上で、本市普通乗用車が、信号待ちのため一時停止していた被害者運転の小型乗用車に追突し、破損させたもの
3	市民・こども局	27. 1. 26	円 59,206	平成26年9月12日、横浜市港南区芹が谷1丁目11番15号先路上で、本市小型乗用車が走行中、道路に飛び出してきた被害者に接触し、負傷させたもの
4	環境局	27. 2. 12	円 442,148	平成26年12月29日、幸区新小倉2番先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方で一時停止した被害者運転の小型乗用車に追突し、破損させたもの
5	環境局	27. 2. 13	円 132,084	平成26年12月23日、宮前区土橋2丁目11番地1先路上で、本市小型ごみ収集車が、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者所有の小型ライトバンが、衝突を避けようとして、中央線上に設置された車線分離標に接触し、当該小型ライトバンが破損したものの
6	環境局	27. 4. 17	円 53,460	平成27年3月12日、幸区***** **敷地内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、被害者所有の排水設備の蓋の上を通過したため、当該蓋を破損させたもの
7	消防局	27. 1. 30	円 47,160	平成26年12月16日、幸区南幸町2丁目64番地先路上で、本市消防車が、発進した際、左側に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	建設緑政局	27. 2. 16	円 230,840	平成26年10月7日、多摩区生田7丁目7番18号先路上で、被害者使用の小型ライトバンが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該小型ライトバンを破損させたもの
9	建設緑政局	27. 3. 2	円 57,047	平成26年1月13日、高津区千年322番地先路上で、被害者運転の自転車が走行中、車道側に傾いていた道路管理用の単管パイプに接触し、被害者が負傷したもの

10	建設緑政局	27. 3. 11	円 1,640,844	平成21年10月8日、宮前区宮崎3丁目16番地17先路上で、根元の腐食していた街路樹が倒れ、被害者(ア)及び(イ)所有のブロック塀等を破損させたもの
11	教育委員会	27. 3. 13	円 1,439,208	平成26年7月4日、市立学校敷地内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する敷地内に駐車していた被害者所有の普通トラックを破損させたもの

3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
100	21.10.7	五反田川 放水路ト ンネル部 築造工事 及び五反 田川放水 路トンネ ル部築造 付帯工事	<p>横浜市中区吉田町65番 地 清水・飛島・鴻池・馬淵 共同企業体 代表者 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一</p> <p>構成員 飛島建設株式会社 代表取締役社長 伊藤 寛治</p> <p>構成員 株式会社 鴻池組 代表取締役社長 蔦田 守弘</p> <p>構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭包</p>	<p>完成期限 平成27年 3月15日</p>	<p>完成期限 平成27年 3月31日</p>	27.1.27	<p>天候の不 良に伴う発 生土の受入 制限が、シ ールド掘進 の進捗に影 響したこと により、工 期の延期を 行うもので ある。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
100	21.10.7	五反田川 放水路ト ンネル部 築造工事 及び五反 田川放水 路トンネ ル部築造 付帯工事	<p>横浜市中区吉田町65番 地 清水・飛島・鴻池・馬淵 共同企業体 代表者 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一</p> <p>構成員 飛島建設株式会社 代表取締役社長 伊藤 寛治</p> <p>構成員 株式会社 鴻池組 代表取締役社長 蔦田 守弘</p> <p>構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭包</p>	<p>契約金額 7,230,193,950 円</p> <p>完成期限 平成27年 3月31日</p>	<p>契約金額 7,165,094,000 円</p> <p>完成期限 平成27年 5月31日</p>	27.3.25	天候の不良に伴う発生土の受入制限が、シールド掘進の進捗に影響したことによる工期の延長及び防音壁設置工など基地整備工に係る工種の変更による減額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
21	25.3.19	仮称溝口 駅南口地 下駐輪場 新築工事 及び仮称 溝口駅南 口地下駐 輪場新築 付帯工事	<p>横浜市中区本町4丁目 43番</p> <p>戸田・森本・山根共同企 業体</p> <p>代表者 戸田建設株式会社 代表取締役社長 今井 雅則</p> <p>構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 平林 勉</p> <p>構成員 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇</p>	<p>完成期限 平成27年 3月31日</p>	<p>完成期限 平成27年 11月30日</p>	27.3.31	<p>地下駐輪 場構築の地 盤掘削の際 に、掘削残 土が想定よ り軟弱であ ったことに より、その 残土の撤去 や処理等に 不測の日数 を要したた め、工期の 延期を行う ものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
170	25.12.18	末長住宅 新築第1 号工事	川崎市中原区丸子通1丁 目640番地5 大山・高橋・篠原共同企 業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 大山 浩司 構成員 高橋建設興業株式会社 代表取締役 高橋 達也 構成員 篠原建設株式会社 代表取締役 篠原 さゆり	完成期限 平成27年 3月31日	完成期限 平成27年 6月30日	27.3.31	近接する 給水管工事 との調整に より工期の 延期を行う ものである。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	27. 1. 16	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,245,000円及び平成26年1月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月50,500円の支払を求めるもの
2	27. 1. 16	** ** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料534,833円、延滞金及び平成26年9月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,900円の支払を求めるもの
3	27. 1. 16	* **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料158,073円及び平成26年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月26,200円の支払を求めるもの
4	27. 1. 16	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料173,893円、延滞金及び平成26年10月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,100円の支払を求めるもの

5	27. 1. 16	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料411,883円、延滞金及び平成26年10月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,100円の支払を求めるもの
6	27. 1. 16	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料526,486円、延滞金及び平成26年9月23日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月50,300円の支払を求めるもの
7	27. 3. 13	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料124,133円、延滞金及び平成26年9月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月14,600円の支払を求めるもの
8	27. 4. 15	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料123,000円及び平成27年2月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月108,600円の支払を求めるもの
9	27. 4. 15	** ** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料388,400円、延滞金及び平成27年1月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月43,400円の支払を求めるもの

10	27. 4. 15	** **	<p>市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料542,661円、延滞金及び平成26年12月14日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月22,800円の支払を求めるもの</p>
11	27. 4. 15	** **	<p>市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料456,619円、延滞金及び平成26年12月26日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,900円の支払を求めるもの</p>
12	27. 1. 16	** **	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成26年2月1日から同年10月23日までの当該市営住宅の使用料相当損害金248,861円及び同月24日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月32,700円の支払を求めるもの</p>
13	27. 4. 15	** *	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び平成27年4月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月36,500円の支払を求めるもの</p>
14	27. 4. 15	** **	<p>市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成26年3月1日から同年9月30日までの当該市営住宅の使用料相当損害金237,800円及び同年12月14日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月34,400円の支払を求めるもの</p>

15	27. 4. 15	** ** ** *	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに平成25年5月1日から平成26年10月31日までの当該市営住宅の使用料相当損害金541,200円及び同年12月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月68,300円の支払を求めるもの
16	27. 2. 23	** ** ** ** *	<p>甲市営住宅の使用廃止の手続を完了せず、本市の再三にわたるその履行を求める指示にも応じない左記の被告に対し、甲市営住宅の明渡し並びに甲市営住宅の滞納使用料244,345円、延滞金及び平成26年12月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月19,600円の支払いを求めるもの</p> <p>乙市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない当該被告に対し、乙市営住宅の明渡し並びに平成26年11月1日から同月30日までの乙市営住宅の使用料相当損害金9,700円及び平成27年1月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月9,700円の支払いを求めるもの</p>

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	27. 2. 5	** ** ** *	左記の相手方は、1,154,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年2月から平成33年5月までの間は毎月15,000円、同年6月は14,800円に分割して支払うこととするもの
2	27. 2. 5	** ** ** *	左記の相手方は、1,212,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年2月から平成32年1月までの間は毎月20,000円、同年2月は12,100円に分割して支払うこととするもの

3	27. 2. 5	** **	<p>左記の相手方は、1,500,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年2月から平成33年4月までの間、毎月20,000円に分割して支払うこととするもの</p>
4	27. 3.12	** **	<p>左記の相手方は、816,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年4月から平成31年9月までの間は毎月15,000円、同年10月は6,300円に分割して支払うこととするもの</p>